

改正男女雇用機会均等法 及び育児・介護休業法説明会

平成29年1月1日施行

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により

☆いわゆるマタニティハラスメント対策を講ずる必要があります

☆期間雇用者の育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます

☆介護休業等の介護関係の制度が拡充されます

※改正の内容と各事業所での制度導入方法を詳しく解説します

入場無料

◆ 日時

○仙台会場 平成28年10月31日(月) 14:00~16:00

仙台国際センター 大ホール (定員1000名)

(仙台市青葉区青葉山無番地 TEL:022-265-2211)

○石巻会場 平成28年11月 8日(火) 13:30~15:30

※石巻会場は定員に達しましたので受付をしめきりました。(10/13時点)

石巻市総合体育館 会議室 (定員80名)

(石巻市泉町3丁目1番63号 TEL:0225-95-8998)

※定員に達した場合、締め切らせていただきます。

◆ 内容

説明 「改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法について」

「いわゆるマタニティハラスメント対策のための体制整備について」

「育児・介護休業等制度の就業規則の記載方法について」

※ 説明会終了後、会場内で個別相談会を実施します。

◆ 対象者 事業主、人事労務担当責任者、労働者 等

◆ お問い合わせ先……宮城労働局雇用環境・均等室 (TEL:022-299-8844)

◆ 申込方法……宮城労働局雇用環境・均等室あてFAXでお申込みください。

.....(このまま送信してください).....

参加申込書 (FAX 022-299-8845)

参加会場	仙台 (10/31) ・ 石巻 (11/8)	
事業所名 (連絡先電話番号)	(- -)	
参加者①	(所属)	(氏名)
参加者②	(所属)	(氏名)